

平成 29 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フ ェ イ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 平 澤 創
(コード番号 4295 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 最 高 財 務 責 任 者 佐 伯 次 郎
T E L (03) 5464-7633 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 23 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 25 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ① 当社および子会社の事業の現状に即し、当社の事業内容の明確化を図るため、現行定款第 2 条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。
- ② 取締役の経営責任を明確にし、コーポレート・ガバナンスを一層強化するとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、現行定款第 21 条（取締役の任期）第 1 項につきまして取締役の任期を 2 年以内から 1 年以内に短縮し、これに伴い、任期の調整に関する同条第 2 項を削除するものであります。
- ③ 機動的な資本政策および配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第 38 条（剰余金の配当等の決定機関）および第 39 条（剰余金の配当の基準日）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第 38 条（期末配当および基準日）および第 39 条（中間配当金および基準日）を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

| | |
|-----------------|----------------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 29 年 6 月 29 日（予定） |
| 定款変更の効力発生日 | 平成 29 年 6 月 29 日（予定） |

以上

【別紙】変更の内容

(下線部分は変更箇所であります。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(目的)</p> <p>第2条 (条文省略)</p> <p>(1)～(26) (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(27)～(28) (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2.</u> <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(期末配当および基準日)</p> <p>第38条 <u>当社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</u></p> <p>(中間配当金および基準日)</p> <p>第39条 <u>当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</u></p> | <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(1)～(26) (現行どおり)</p> <p><u>(27) 子会社に対する経営指導・支援に関する業務</u></p> <p>(28)～(29) (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第38条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議をもって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第39条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p><u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p><u>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> |